

おいしい食べ物とおいしいお酒のまち、「食の都よいち」で心を燃やせ！
【余市町ワイン産業支援員】を募集します！

～北海道余市町～

余市町は、日本海に面した海岸部に拓かれ、まちの中央を流れる余市川が育んだ地味肥沃な土壌によって、古くから水産業と農業により発展してきたまちです。

ニセコ近郊で高品質な雪、冷涼で寒暖差のある気候に恵まれ果樹産地としては全道トップ、季節ごとに水揚げされる旬の水産物やそれらを使った加工品、さらには全国トップレベルのワインぶどう産地であることから、余市町産ワインやニッカウイスキーといった豊富な資源に生まれ「食の都よいち」がつくられています。

2018年には、高速道路の余市インターチェンジが供用開始となったことで、札幌圏がぐんと近くなったことに加え、ニセコリゾートエリアからも1時間圏内という国内外からの観光客にとって利便性の高い場所に位置しています。

そんな余市町では、国内外で評価が高まっている余市町産ワインを様々な切り口から活用し、ワイン産業振興の一助となる「余市町ワイン産業支援員」を募集します。

隊員は、町産ワインを活用したイベントへの参加や町内外への魅力発信を行うほか、町産ワインの更なる生産強化と高付加価値化に向けた取り組みを実施していただきます。

余市町の地域活性化のためあなたのクリエイティブなアイデアを生かして新しいチャレンジをしてみませんか？

【募集概要】

| | |
|----------|--|
| 配置先 | 余市町役場経済部農林水産課 |
| 募集人員 | 余市町ワイン産業支援員 若干名 |
| 委嘱形態・期間 | 余市町地域おこし協力隊員として、余市町長が委嘱します。 隊員は、町との雇用関係はなく、活動委嘱契約を締結して活動します。委嘱期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとし、最長3年間委嘱します。 |
| 地域協力活動内容 | ・ワインを活用したイベントの企画、参加、アドバイス ・外部に向けた情報発信 ・地域のワイナリー等への支援 ・町内飲食店等へのワインに関する相談体制の構築、地域への普及活動 ・その他必要な支援 |
| 募集対象 | 次の要件を満たす方 ① 申込み時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域等にお住まいで、活動を開始するまでに余市町に住民票を異動できる方 ② 普通自動車運転免許のある方（着任までに取得見込みの方も含む。） ③ 心身ともに健康で、地方創生に関心があり関係者とコミュニケーションを図りつつ、地域の活性化に意欲と情熱を持って活動できる方 ④ Word、Excel等基本的なパソコン作業及びSNSを活用できる方 ⑤ 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方 ⑥ 活動期間終了後、余市町への定住に意欲的な方 ⑦ 現在の住所地において公租公課に滞納のない方 ⑧ イベント等の企画、運営に携わった経験のあること |

| | |
|---|---|
| | ⑨ ワインに関する専門的な知識を有していること |
| 活動日数等 | 活動日数や活動時間は、役場と協議の上活動委嘱契約に基づいて決定します。 ※委嘱期間中であっても活動内容によっては変更の可能性あり。 |
| 報償等 | 月額275,000円 ・国民健康保険税、年金保険料は自身で加入・納付の必要があります。 ・賞与、退職金の支給はありません。 |
| 活動経費の助成 | 予算の範囲内で助成します。(車両助成費、住宅費(月額30,000円を上限に家賃の1/2以内)、通信費、消耗品費、研修費、旅費、傷害・損害保険料、その他事業に必要な経費) ●敷金・礼金、駐車場料金、光熱水費のほか余市町への転居に伴う費用や生活備品等は自己負担です。 ●活動の際はご自身の車両での移動が基本となりますのでご準備ください。 ●対象となる活動経費は、活動の用に供されるものであり、汎用性が高く活動以外でも使用の疑念が生じるものは対象外です。 ●退任後、起業(承継)補助金の支給制度があります。(上限100万円) |
| 申込受付期間 | 令和5年1月11日(水)～令和5年2月8日(水) ※郵送の場合当日消印有効。 ※応募書類は返送いたしませんのでご了承ください。 |
| 選考の流れ | 【応募方法】 申込受付期間までに、次の書類を以下の申込み先に提出してください。 ① 余市町地域おこし協力隊応募用紙 ② 自己PR資料等(様式任意) 【選考方法】 ① 一次選考：書類選考 ② 二次選考：一次選考合格者を対象に、web会議システム「zoom」によるオンライン面接試験にて行います。 ③ 選考結果は、概ね10日前後をめぐりに通知します。 |
| 留意事項 | ●選考経過及び結果等に関する問い合わせにはお答えできません。 ●内定後、町との協議なく委嘱開始時期までに着任ができない等活動開始にあたり町の不利益となることが想定される場合は、 <u>内定を取り消します</u> 。 ●委嘱後は規律を順守して行動し、町の指示及び指導に従っていただきます。隊員としてふさわしくないと判断した場合は、 <u>委嘱中であっても委嘱を取り消します</u> 。 ●雇用保険に加入しないことから、事件・事故等のリスクに備え、隊員自ら手続きのもと <u>傷害・損害保険に加入</u> していただきます。 ●活動に支障を来さないと認められる場合は副業を認めます。 ●応募前に活動イメージをよりはっきりさせるため、ご自身の目で地域を見ていただくこと、担当者と顔を合わせご相談いただくことをお勧めします。 ●少しでも興味がある方、気軽にお問い合わせください!!! |
| 申込み・お問い合わせ先 北海道 余市町役場 総務部企画政策課 企画推進係 〒046-8546 北海道余市郡余市町朝日町26番地 電話 0135-21-2117 FAX 0135-21-2144 | |